

○石川県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱の制定について

平成28年 8月29日生環甲達第43号
警察本部長から部課署長あて

- 対号1 平成28年3月23日付け生環甲達第18号、務甲達第34号、生企甲達第31号、刑企甲達第31号、交企甲達第21号、公甲達第20号「石川県警察におけるサイバーセキュリティ戦略の制定について（通達）」
- 対号2 平成28年7月6日付け生環甲達第36号、務甲達第68号、生企甲達第79号、刑企甲達第66号、交企甲達第45号、公甲達第52号「石川県警察サイバーセキュリティ行動計画（2016）」の策定について（通達）」

当県警察では、対号に基づき、サイバー空間の脅威に対する諸対策を推進しているところであるが、この度、サイバー空間における自主的な防犯活動を推進するため、別添のとおり「石川県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱」を制定し、平成28年9月1日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

石川県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱

第1 目的

この要綱は、石川県警察サイバー防犯ボランティア（以下「サイバーボランティア」という。）の運用について必要な事項を定め、広報啓発やサイバーパトロール等の各種活動を通じ、サイバー空間における健全化と規範意識の向上を図り、サイバー空間の安全確保に資することを目的とする。

第2 委嘱

- サイバーボランティアは、サイバー空間における健全化と規範意識の向上に熱意があり、かつ、次の要件のいずれかに該当する者又は団体の中から、生活安全部長が委嘱するものとする。
 - 石川県内に居住している者
 - 石川県内に通勤又は通学している者
 - 石川県内に所在している団体
- 前記1によりサイバーボランティアを委嘱するときは、委嘱状（別記様式）

を交付するものとする。

- 3 サイバーボランティアの委嘱期間は原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3 任務

サイバーボランティアは、石川県警察本部サイバー犯罪対策室（以下「サイバー犯罪対策室」という。）と連携し、次の活動を行うものとする。

- (1) サイバー空間の安全確保に資する広報啓発及び教養活動
- (2) サイバーパトロールによる違法情報・有害情報の浄化活動
- (3) サイバー空間の安全確保に資する情報の交換等

第4 遵守事項

サイバーボランティアは、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 委嘱期間中及び解嘱後において、活動中に知り得た事項を第三者に漏らさないこと。
- (2) 個人のプライバシーに関する情報、セキュリティに関する情報の保護に十分配慮すること。
- (3) 協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものではないことを認識し、その活動に当たっては、関係者の正当な権利及び自由を侵害しないこと。

第5 解嘱

生活安全部長は、サイバーボランティアが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、解嘱することができるものとする。

- (1) 第2の1に規定する委嘱の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第4に規定する遵守事項に違反したとき。
- (3) 心身の故障等により任務遂行に支障があると認められるとき。
- (4) 上記のほか、サイバーボランティアとしてふさわしくない非行があったとき。

第6 運用上の留意事項

生活環境課長は、サイバーボランティアの運用を効果的に機能させるため、次の事項を行うものとする。

- (1) 活動内容やサイバー空間の現状等に関する研修会を開催すること。
- (2) 積極的な情報交換を行い、緊密な連携の保持に努めること。
- (3) サイバーボランティアに、過度の負担を強いることのないように配慮すること。

第7 事務

サイバーボランティアに関する事務は、サイバー犯罪対策室において処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

別記様式（略）